

『四分律』調部に関する問題点

龍 口 明 生

はじめに

『四分律』調部及び他部派の律藏中の此れに相当する部分の成立・内容・相互の関連等については一二の研究があるのみである。調部に言及されている戒条は二百五十戒の中、波羅夷法第一から僧殘法第五までと僧殘法第八の計十条についてであり、その内容は、事件の新たな想定のもとに、その犯・不犯の判定、罪過の程度を示している。ところで、この調部は経分別の波羅夷法・僧殘法の罪過判例が固定化した後に、それには何等の影響をも及ぼさずに新たに附加されたかというに必ずしも是く断定出来ない。又成立の新しい部分ではあるが、他律藏との関連も考慮されねばならない。

一 二種の不犯

調部が新たに設けられる主たる理由は、或る行為が戒の規定には触れず、不犯であることを示す点にあるのではないか

と推測される。本稿に於てはこの不犯を中心に検討する。『四分律』では各々の戒は、因縁談・戒の条文・条文の語義の解釈・罪過の判例、そして末尾に不犯となる場合の列挙、という順序で述べられる。これはただ『四分律』のみに限られるものではなく、基本的には他の律藏にも見られる形式である。先ず調部に於ても取り上げられている波羅夷法第一から僧殘法第五までと第八の不犯を列挙する。

波羅夷法第一（大正二二・五七二頁中）

不犯者若睡眠無所覺知不受染一切無有婬意不犯。

不犯者。最初未制戒。癡狂心乱痛惱所纏無犯。

波羅夷法第二（大正二二・五七五頁中・下）

不犯者。与想取。已有想。糞掃想。暫取想親厚意想一切無犯。

無犯者。最初未制戒癡狂心乱痛惱所纏。

波羅夷法第三（大正二二・五七七頁中）

不犯者。若擲力杖瓦石誤著彼身死者不犯。若營事作房舍誤墮墮石木材椽柱殺人不犯。重病病人扶起若扶臥浴時服藥時。從涼処至

熱処。從熱処至涼処。入房出房向廁往返一切無害心而不犯。

不犯者。最初未制戒癡狂心乱痛惱所纏不犯。

波羅夷法第四（大正二二・五七九頁上）

不犯者。増上慢人自言。是業報因縁非修得。若向同意大比丘說上人法。若向人說根力覺意解脫三昧正受法不自稱言我得。若戲笑說。或疾疾說。屏処独說。夢中說。欲說此錯說彼。不犯。不犯者。最初未制戒癡狂心痛惱所纏。

僧殘法第一（大正二二・五八〇頁上中）

不犯者。夢中失覺已想汚身汚衣床褥。（中略）若大啼哭。若用力作時。一切不作出不淨意不犯。

不犯者。最初未制戒癡狂心乱痛惱所纏。

僧殘法第二（大正二二・五八一頁上）

不犯者。若有所取与相触。戲笑相触。若相解時相触。不犯。不犯者。最初未制戒。癡狂心乱痛惱所纏。

僧殘法第三（大正二二・五八二頁上）

不犯者。若為女人說不淨惡露觀。（中略）若說毘尼時言次及此彼謂僞惡語。若從受經。若二人同受若彼問。若同誦。若戲笑語。若独語。若疾疾語。若夢中語。欲說此錯說彼。一切不犯。不犯者。最初未制戒癡狂心乱痛惱所纏。

僧殘法第四（大正二二・五八二頁下）

不犯者。若比丘語女人言。此処妙尊最上（中略）若為說毘尼時言說相似。而彼自謂讀身。若從受經誦經若二人共受誦。若問若同誦。若戲笑語。若疾疾語。若夢中語。若欲說此錯說彼。不

犯。

不犯者最初未制戒。癡狂心乱痛惱所纏。

僧殘法第五（大正二二・五八四頁上）

不犯者。若男女先已通而後離別還和合。若為父母病患。若繫閉在獄看書持往。若為信心精進優婆塞病。若繫在獄看書持往。若為仏為法為僧為塔。若為病比丘看書持往。如是無犯。無犯者。最初未制戒。癡狂心乱痛惱所纏。

僧殘法第八（大正二二・五八九頁中）

不犯者。見根聞根疑根說笑。戲笑說若疾疾說若独說靜処說夢中說。若欲說此錯說彼無犯。

無犯者。最初未制戒。癡狂心乱痛惱所纏。

以上の如く、それぞれの戒に於て、不犯は各々前者・後者二種に分けることが可能である。即ち前者は各戒条独自の無犯を規定するものであり後者は定型的な「最初未制戒癡狂心乱痛惱所纏」は不犯なりとの規定である。これは右に列挙した十箇条に限らず、二百五十戒条全体にわたって言えることであり、定型句の不犯の規定は各戒条の終りであることを示している。

それではこの二種の不犯の規定が、罪過判定に於て、又調部に於て如何なる関連を有しているのか。先ず定型句を検討する。

二 最初未制戒は不犯

調部で先ず気付くことは、波羅夷法第一から僧殘法第五までと及び僧殘法第八の十箇条の何れの説明にあつても、その冒頭に必ず制戒の因縁談（少くとも初制の因縁談）が簡略ではあるが言及され、定型句の不犯の中の「最初未制戒」は不犯なることが述べられている点である。波羅夷法第一を例示すると、優波離が積尊に質問して

須提那伽蘭陀子。与_レ故_二行_一不淨行。是犯波羅夷不。

優波利への世尊の答は

最初未制戒不_レ犯。

初制の因縁談中の不法比丘の処置について、優波利と積尊との問答体で極めて形式的な説明が波羅夷法第二以下にも同様に附されている。何故自明とも思える事柄を調部で繰り返し述べているのであろうか。この定型的な不犯の記述は、『四分律』以外では、『五分律』及び『パーリ律』に見られる。『五分律』では波羅夷法第一の末尾に

不犯者。狂心乱心病癡心初作。此四種不_レ犯。

と定める。明記されているのはこのみであるが、右の文に引き続き「下一切諸戒皆如是。悉不復出」とあり、他の戒条全てに適用されることが知られる。又『パーリ律』にあつても、例えば第一波羅夷には、

anāpatti…ummatākassa khittacittassa vedanājassa ādikam.
nikassā' ti. ⁽⁹⁾

とあり、他の条に於てもこれと同一か類似の規定が見られる（但し必ずしも全てが罪過判定の末尾に置かれている訳ではない）。

右の三種の律藏の如く、罪過判定の末尾に不犯なる場合が記されているならば、初制の因縁談中の不如法なる行為者が無犯であることは明白であるが、もしこの記述が無いならば、必ずしも自明とは言えない。勿論、論理的に言つて、戒制定以前であるので或る行為が積尊の教えに反するもの（Ⅱ不如法行為）であつても、それは決して犯戒行為とは言えず、従つて不犯云々が示されているか否かを問わず、不犯であることは当然である。しかしながら因縁談（第二制、第三制とある場合は初制の因縁談）の叙述には、不如法比丘が不犯なるか犯なるか、曖昧さを有している。第一波羅夷法姪戒の初制の因縁談は、迦蘭陀子の須提那子が母の請いによつて元の妻と不淨を行じ、これを世尊に呵責される。「汝所_レ為非。非_二威儀_一非_二沙門法_一非_二淨行_一非_二隨順行_一。所_レ不_レ應_レ為。」云々と、そして、

須提那癡人。多種有漏處最初犯戒。自今已去。与_レ諸比丘結戒。集_二十句義_一。（中略）欲_二說戒_一者当如是說。若比丘犯_二不淨行_一行_二姪欲法_一。是比丘波羅夷不_二共住_一。

と制裁される。須提那は「多種の有漏処の最初の犯戒なり」という表現で以て呵責され、戒が制定されているが、須提那の処置については何等言及されるところは無い。第二制の因縁談である跋闍子比丘の行為に対する世尊の呵責

汝所為非。非威儀。非沙門法。非淨行。非隨順行。所不_レ應_レ為。云何癡人。不_レ棄淨行。還_レ家与_レ故二行_レ不淨行。初入便波羅夷。汝癡人得_レ波羅夷。不_レ共住。

ここには、波羅夷罪を犯し、教団を追放される跋闍子比丘の処置が簡明に示されている。第二制の因縁談と合わせ理解するとき、その文脈上より初制の因縁談に於ける須提那子が波羅夷罪に該当しないであろうことは推測出来る。しかし文の表面のみからは、犯か不犯であるかは不明瞭であることを認めざるを得ない。又戒律に基づき僧伽を運営している比丘達にとって實際問題として因縁談に於ける最初の不如法行為者がその規定に触れるか否かは、それを問うこと自体無意義なことであつたであろう。けれども犯戒行為の種々なるケースが起り、戒いは想定されてくると、それに対し所謂五篇七聚の罪過の何れを適用するのが妥当であるかという問題も生じてくる。これを物語るものが罪過判定の複雑で一面機械的な叙述である。特に律の専門家達にとっては、戒律規定の完全さを追求しようとする視点から、過去の一度限りの因縁談中の不如法行為者についても、未だ制定されざる時点での最初

の行為は不犯であることを明記する必要性を感じたのである。

なお「最初未制戒。癡狂心乱痛惱所纏」は不犯であるとする中の「癡狂心乱痛惱所纏」については、経分別の罪過判定に於ても、調部に於ても、戒条全体にわたつての解説は施されていないようである。ただ第一波羅夷の第三制戒の還戒を解釈するに伴い、「云何名_二不戒_一。顛狂捨戒。顛狂人前捨戒・心乱捨戒。心乱人前捨戒。痛惱捨戒。痛惱人前捨戒」云云という記述が見えるが、これは破戒行為に関するものではなく、捨戒が成立しない場合のものである。調部にあつては波羅夷法第三の説明の最後に「時_二有_二顛狂比丘_一。殺_レ人後還醒了疑。仏信無_レ犯。若心錯乱為_二苦痛所_レ悩。一切無_レ犯」^⑩とあり、また僧残法第五の最後に、「彼家常供養比丘狂病」なるが媒嫁行為をし、「後還得_レ心疑。仏言。顛狂心乱痛惱所纏。一切無_レ犯」^⑪とある二箇処のみであり、他処では言及されていない。

以上定型句の不犯、特に「最初未制戒」を検討したが、これは戒条に引き続く罪過判定中には明確にそれを定める文は見出されず、調部に於いて各戒の最初に規定されていることを指摘した。これは律蔵の固定時期を考察する上で一つの手懸りとなり得るであろう。即ち、調部が『パーリ律』で言う経分別より新しいことは論ずるまでもないが、経分別中各戒

条末尾に置かれる不犯の定型句を調部よりも古い成立であると言えるかは疑問である。

三 各戒条独自の不犯

二種の不犯中、定型句の前に置かれている不犯は各戒独自のものであり、定型句とは異り多くは具体的な説明を伴ったものではあるが、これにも前項で検討したと同様の問題を有している。以下波羅夷法第四を例として取り上げる。

前述の如く不犯として列挙されているものは、第一、増上慢人自言。第二、是業報因縁非_レ修得_レ。第三、向_二同意大比丘_一説_二上人法_一。第四、向_レ人説_二根力覺意解脫三昧正受法_一。不_二自言_一稱言_二我得_一。第五、戲笑説。第六、疾疾説。第七、屏處独説。第八、夢中説。第九、欲_レ説_二此錯説_一彼_レであるが、これ等も経分別中の罪過判定では言及されず、調部に於て右の全てではないが、具体例を挙げてその無犯なることが説かれる。調部中より該当する語句を示すと、第一に関連を有するものは「時有_二比丘_一。増上慢自記_レ」云々。第二に関連するものは「有_二是業報因縁_一得_二神足_一目連無_レ犯_レ」。第四に関連するものとしては「時有_二比丘_一。為_レ人説_二根力覺意禪定解脫三昧正受_一。而不_二自言_一得_レ。比丘疑。仏信無_レ犯_レ」。九種の不犯の中、具体例が見出せるのはこの三種にしか過ぎない。従って残り六種は、罪過判例中にも調部にもこれを定めるに至る記述は見ら

れない。

ところで調部に言及される三種を含めた九種の不犯は、実際に或る問題が起こり、その罪過を判定した結果としての不犯かというに決してそうではなく、経分別中の罪過判例から必然的に導き出される想定可能なものである。

先ず増上慢について。制戒因縁談第二は増上慢の比丘に因るものであり、「増上慢は不犯なり」とした上で制定された条文は、

若比丘実無所知_レ自称言。我得_二上人法_一我已入_二聖智勝法_一我知_二是我見_一是。彼於_二異時_一若問若不_レ問。欲_二自清淨_一故作_二是説_一。我实不知不見言_レ知言_レ見虚誑妄語。除_二増上慢_一是比丘波羅夷不_レ共住_二。

比の条文自体に「除増上慢」とある故、増上慢比丘の発言が更めて不犯なることを説かねばならぬ理由は無い。

第三の「向_二同意大比丘_一説_二上人法_一」は無犯なりというのも、「若人実得_レ道向_二不同意大比丘_一説_二上人法_一突吉羅_レ」という規定があり、ここでは「不同意大比丘」に説くと突吉羅となる。突吉羅は最も軽い罪である故、上人法を「同意大比丘」に説く場合であれば無犯であろうことも自ずと推測が可能である。

第四の「向_レ人説_二根力覺意解脫三昧正受法_一不_二自言_一稱言_二我得_一」が不犯というのも、自ら言う場合の規定「若為_レ人説_二

根力覺意解脱三昧正受我等得^レ是波羅夷^{〔3〕}」があれば自ずと理解出来るものである。彼自身が上人法を得たりと不実に称するのではなく、他の人々が、事実^に反することであつても彼は上人法を得ていると言うことに對して、彼に責任は無く、これも亦当然不犯なることは予想出来よう。

第七の「屏処独説」が不犯となりというのは誰も周囲に聞く者が居ないことを確認した上で、不実なることではあるが、「我は上人法を得たり」と口に出したとしても犯戒行為とはならない。これは次の規定「自在^ニ静処^ニ作^ニ不静処想^ニ口説言我得^ニ上人法^ニ倫蘭遮^ニ」又その逆の「不静処作^ニ静処想^ニ口説言我得^ニ上人法^ニ倫蘭遮^ニ」という規定からすると、静処に正しく静処の想いを持ちそこで我は上人法を得たりと称しても犯戒にはならないであろうことが窺える。

以上不犯九種の中、四種については、戒条自体から或いは罪過判例の規定から自ずと導き出されるものであり、殊更に表記されねば、罪過判定に混乱を招くものではない。ただ第二の「是業報因縁非^ニ修得^ニ」が不犯であるというのは調部の説明を俟って初めて理解出来るものであるが、これとても目連に関する因縁談からして、この不犯の表現を「事実ならば」と書き換えることが可能であり、そうするならば戒の条文自体から不犯なることを汲み取ることが可能である。

むすび

各戒条の罪過判定の終りに規定されている二種の不犯を考察したが、これを要約し、問題点を指摘してむすびにかえたい。

経分別中の罪過判定が一応の固定化をみ、同時に定型句の不犯が各戒条解説の末に置かれた。換言すれば、不犯の定型句が置かれていることが、各戒の罪過判定の終りであることを示している。一応の固定化が終った後にも、新たな罪過判例を追加する必要が生じた。新たな追加分は、従来の経分別の罪過判例に連続させる形ではなく、調部として纏められた。調部の内容、即ち新たな罪過判例は主として無犯に関するものが中心となっている。新たに追加された罪過判例が一つに纏められ調部として成立する時点で、その内容の性格から、経分別中の従来の定型句の不犯、「最初未制戒」に関して優波利が世尊に質問しそれに世尊が答える形式で、制戒因縁談中の不如法比丘は不犯であることの説明を各戒の冒頭に置いたと考えられる。そして次の段階では、調部に説かれる不犯の判例の項目化したものが、経分別の各戒条判例の末尾即ち不犯の定型句の直前に置かれるようになったと考えられる。かくして、経分別の罪過判例の最後には不犯のケースが項目として列举され、これを調部で解説するという現在の形

に定着したであろうと推察される。

右のように仮定することにより、経分別の罪過判例・項目として列挙されている不犯・そして調部、この三者を内容的に無理なく説明することが出来る。そして現在の形に固定化されるに至る過程で経分別と調部とは相互に影響し合ったと考えられる。これは他律藏との比較を通して更に明確なものになるであらう。

最後に、かつて先学も注意して居られることであるが、何故調部が二百五十戒の中の波羅夷罪の四条と十三僧残中の六条、計十条のみしか存在しないのか。このことは『四分律』のみならず、他律の『五分律』・『パーリ律』等もほぼ同様であるが、経分別を検討するに、定型句不犯と各戒条独自の不犯とは原則的に全ての戒条末尾に置かれている点より、調部に於ても十箇条余で中断するのではなく、戒全体に及んでいてよさそうであり、その方が自然である。何故中途で終っているのか、これの解明は今後の課題としたい。それと共に、経分別に於ては不如法行為が犯戒として波羅夷乃至突吉羅の何れに該当するかという点に詳細なる注意が払われていたのが、調部の成立する時期には何が不犯であるかに関心が遷って行ったと推察されるが、律専門家達の注意をそこに向かわせたその背景は何であったか、併せて考察したい。

1 平川彰著『律藏の研究』中の「調伏法と断当事」(六五九)

六二頁)が唯一とも言える研究である。なお以前拙稿「持戒と意業——無犯の検討——」(『仏教学研究』第四十三号)の中で、無犯に焦点を当て調部を初め諸律藏の規定を比較検討したが、本論はそれを補足するものである。従って一部論述の重複することをお断わりしておく。

2 前掲拙稿参照。

3 但し戒条の内容からして二不定法と七滅諍法には不犯の規定は無く、又条文内容が類似する故、不犯が省略されているものもある。

4 大正二二・九七一頁下。

5 大正二二・五頁上。

6 Vinayapitka Vol. III, p. 33.

7 大正二二・五七〇頁中・下。

8 大正二二・五七〇頁下。

9 大正二二・五七一頁中。

10 大正二二・九八三頁上。

11 大正二二・九八三頁上。

12 大正二二・九八三頁上。

13 大正二二・九八三頁中。

14 大正二二・九八四頁上。

15 大正二二・九八三頁下。

16 大正二二・五七八頁中。

17 大正二二・五七八頁下。

18 大正二二・五七八頁下。

ハキーワード▽『四分律』、調部、不犯

(龍谷大学助教授)